**千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験**

**公募型プロポーザル実施要領**

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）が令和５年７月１日に施行され、電動キックボード等を取り巻く環境が変化したことに伴うシェアリング方式での特定小型原動機付自転車の利用状況、回遊性の向上、交通行動の変化、安全性、事業の採算性等について検証し、多様なモビリティ導入の有効性及び課題を明らかにすることを目的として、本事業を実施する。

**１　事業の概要**

「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験　仕様書」のとおり

**２　審査方法及び評価項目**

（１）審査方法及び結果の通知

・千葉市が設置する選定委員会において、企画提案書、関係書類及びプレゼンテーションの内容を精査・評価の上、合計点数が最も高い１者を決定する。但し、合計点数が、委員会が定める基準点（合計点数の６割）を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選定を行う場合がある。

・提案者が１者の場合も同様の審査を行い、委員会審議の上、決定する。

・提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。

・得点が同点となる提案があった場合は、委員会審議のうえ１者を決定する。

・審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに国家戦略特区推進課ホームページで公表する。

（２）企画提案を選定するための評価項目

別紙「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験　評価基準」参照

**３　協定の締結**

選定された事業者は、千葉市と協議の上、速やかに千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験に関する協定を締結すること。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

（１）応募資格を喪失したとき

（２）提出した書類に虚偽の記載があったとき

（３）正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき

（４）財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき

（５）社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき

（６）その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

**４　参加資格**

地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

（１）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない場合

（２）当該業務の企画提案書の提出期限の日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合

（５）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押え命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている場合

（６）行政機関から指名停止を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による業者決定日までの間に受けている場合

（７）千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、その他の関係法令に違反している場合

（８）法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している場合

（９）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと

**５　留意事項**

（１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

（３）企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。

（４）同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。

（５）企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合がある。

（６）参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。

（７）業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。

（８）採択された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

**６　業務担当部署**

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

住　　所 〒260-0026　千葉県千葉市中央区千葉港１－１　高層棟６階

電話番号 ０４３－２４５－５３６８

E-mail tokku.POF@city.chiba.lg.jp

**７　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項の公表・配布 | 令和５年７月１４日（金)から令和５年７月２６日（水）まで |
| 参加意向申出書の受付 | 令和５年７月２７日（木）まで |
| 質問書の受付 | 令和５年８月　３日（木）まで |
| 質問書の回答 | 令和５年８月　８日（火）まで |
| 企画提案書の受付 | 令和５年８月１７日（木）まで |
| プレゼンテーション  審査結果通知 | 令和５年８月２３日（水）（予定）  令和５年８月下旬（予定） |

**８　参加手続き**

（１）参加意向申出書の受付

企画提案書の提出の意向がある場合は、下記方法により参加意向申出書を提出すること。

①受付期間

令和５年７月１４日（金）から令和５年７月２７日（木）午後５時まで

②提出方法

「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験参加意向申出書（様式第１号）」に所定の事項を記入のうえ、下記電子メールアドレス宛てに提出。（押印不要）

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

（２）質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記方法により質問書を提出すること。

①受付期間

令和５年７月１４日（金）から令和５年８月３日（木）午後５時まで

②提出方法

「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験に関する質問書（様式第２号）」に所定の事項を記入のうえ、下記電子メールアドレス宛てに提出。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は令和５年８月８日（火）午後５時までに国家戦略特区推進課ホームページに掲載予定。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

（３）企画提案書の受付

①受付期間

令和５年７月１４日（金）から令和５年８月１７日（木）まで

②提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前９時から午後５時まで受付

※郵送の場合は、締切日に必着のこと

③提出場所

〒260-0026　千葉市中央区千葉港１―１　高層棟６階

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課（担当：佐古、榎本）

④必要書類

ア　千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験に関する企画提案書

（様式第３号）　正本１部、副本７部

イ　千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験提案概要（様式第４号）

正本１部、副本７部

ウ　千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験事業計画書（様式第５号）

正本１部、副本７部

エ　事業者の概要、担当部署の組織配置（様式自由）　正本１部、副本７部

オ　特定小型原動機付自転車シェアサービス又は類似する事業の実績が分かる資料

（様式自由）※実績がある場合のみ　正本１部、副本７部

カ　機体及びポート、駐車台数に対応したスペースの仕様が分かる資料（様式自由）　

正本１部、副本７部

キ　その他、プレゼンテーションに使用する資料（様式自由）　正本１部、副本７部

ク　登記事項証明書(履行事項全部証明書)

ケ　印鑑証明書（代表者印）

コ　参加資格確認書類（各原本一部提出のこと）

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）

・都道府県税に未納がないことの証明書

・市町村民税又は特別区民税の納税証明書又は滞納無証明書

※発行日は全て申請日から３か月以内であること

⑤企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合

・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

・審査の公平を害する行為があった場合

・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

（４）プレゼンテーション

①日時

令和５年８月２３日（水）（予定）　※日程の詳細は個別に通知

②場所

千葉市役所本庁舎（予定）

③注意事項

・提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。

・各提案者のプレゼンテーション時間は、２０分以内とする（質疑応答を除く）。

・プレゼンテーションには、紙資料のほか、モニターを使用することができる。

（モニターを使用する場合は、提案者にてPC本体を用意すること。）

（５）審査結果通知

①通知日

令和５年８月下旬（予定）

②通知方法

企画提案者全員へ電子メールで結果を通知し、採択者のみ国家戦略特区推進課ホームページで公表する。（会社名及び採点結果）

③注意事項

審査内容に関する質問や審査結果に対する異議の申し立ては受付けない。

**９　その他**

（１）企画提案書等書類の作成・提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等については、選定結果に関わらず返却しない。

（３）企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成１２年市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示の対象とする。（公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）ただし、選定期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

（４）企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

（５）業務遂行上発生した問題等については、千葉市との協議のうえ、対応を決定する。

以上

別紙　千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験　評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 小分類 | 内容 |
| 基本方針  （25） | 事業運営の基本方針 | 本市の目的を理解し、事業全体の明確なグランドデザインを描いているか |
| 事業期間ごとの方針 | 事業開始３か月後及び６か月後など、期間ごとの事業の目標を設定できているか |
| 地域特性の把握 | 回遊性向上のため、地域特性を把握し、機体台数やポート設置数等に反映しているか |
| 運営能力  （50） | 運営実績・運営体制 | 特定小型原動機付自転車シェアサービスに関する実績や運営のノウハウを有している又は類似する事業の運営実績があるか、また、運営は組織化され適切な人員が配置されているか |
| 個人情報管理 | 個人情報の管理方法及び管理体制は適正か |
| 採算性 | 事業の採算性が確保されているか |
| 提供可能データ | 千葉市にどのようなデータを提供できるのか |
| 実証実験後の展開 | 実証実験後の事業計画をどのように考えているか |
| 運営設備  （30） | 機体・ポート性能 | 機体・ポートの耐久性は確保されているか、また、利用者や周辺への安全性に配慮されているか |
| 実施エリア・規模 | ポートの設置場所・駐車台数及び両者のバランスは適切か |
| 機体及びポートのメンテナンス、再配置 | 機体とポートのメンテナンスはどのように実施するか、ポート間での機体の偏在に対し、どのように再配置を行うか |
| 利便性  （25） | 登録・利用方法 | 利用登録・利用方法は容易か、多くの人が利用可能か |
| 利用料金等 | 利用料の決済は容易で、利用者が利用しやすい料金設定となっているか |
| 安全・環境対策  （50） | 制度周知・マナー啓発 | 周知・広報及び利用者へのマナー啓発の方法をどのように行うか |
| 緊急時の対応 | 事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法はどうなっているか |
| 保険内容 | 加入する保険の内容はどうなっているか |
| 違法駐車対策 | 違法駐車対策としてどのような事を実施するのか |
| その他  （20） | 地域事業者との連携 | 地域事業者との連携等により、地域経済の活性化につながるか |
| 公共交通事業者との連携 | 既存公共交通事業者との連携をどのように行うか |
| 本市施策との連携 | 交通、経済、観光等、本市の施策との連携をどう考えているか |
| 独自性 | 仕様の範囲を超える独自の提案はあるか |
| 合計  （200） | 21項目 |  |